

【全般】

1. 「手形・小切手がなくなるのは不便であり、継続してもらいたい」
 - 2026年度までの手形・小切手の全面電子化(電子的決済への移行)は政府要請に基づき、金融界、産業界が一丸となって進めている取組みであることをご理解ください。また、これを機に電子決済のご利用もご検討ください。

【取立停止】

2. 「2027年4月1日以降の取立停止の対象はなにか」
 - 約束手形、為替手形、小切手となります。
3. 「JAでの取立停止前に取立受付してもらった2027年4月1日以降を期日とする手形等は取り立ててもらえるのか」
 - JAにて取立を行ったうえで、お客様の口座に取立資金を入金します。

【当座貯金口座開設停止】

4. 「当座貯金口座を開設したいと考えているがどうすればよいか」
 - 2025年4月以降は当座貯金口座は開設できません。普通貯金口座などをご利用ください。なお、普通貯金(決済用)は当座貯金口座同様、農水産業協同組合貯金保険制度の全額保護対象となります。
5. 「既に当座貯金口座を開設しているが、口座が利用できなくなるのか」
 - 既に当座貯金口座を開設済のお客様は引き続きご利用いただけます。
6. 「既に当座貯金口座を開設しているが、手形・小切手振出しができなくなるのか」
 - 既に当座貯金口座を開設済のお客様は手形・小切手も継続してご利用いただけます。ただし、2027年4月1日以降を期日とする手形等の取立受付はできませんので、ご注意ください。また、これを機に電子決済のご利用もご検討ください。

【当座貯金口座からの出金】

7. 「既に当座貯金口座を開設しているが、小切手での出金ができなくなるのか」
 - 既に当座貯金口座を開設済のお客様は引き続き出金時に小切手をご利用いただけます。なお、払戻請求書と通帳での出金も可能になります。
8. 「既に当座貯金口座を開設しているが、通帳発行をしていない場合、払戻請求書と通帳での出金はできないのか」
 - 通帳を発行していないお客様は、小切手での出金となります。払戻請求書と通帳による出金をご希望のお客様は、通帳発行をご検討ください。なお、通帳発行に切り替えた場合、リーフ、当座勘定照合表は送付されませんのでご注意ください。

9. 「他行では通帳がなくても当座預金口座から出金ができるが、なぜJAバンクではできないのか」

→ 申し訳ございませんが、他行様のご判断はわかりかねます。

JAバンクといたしましては、お客様の予期せぬ出金等を防止し、安心安全にご利用いただくために本人確認の一環として通帳も必須としていますのでご理解ください。また、電子決済のご利用もご検討ください。

【貸出】

1 0. 「当座貸越は利用できなくなるのか」

→ 当座貸越は引き続き利用いただけます。

既に当座貯金口座を開設し、貸越口座として当座貯金口座を設定いただいているお客様は継続して当座貯金口座を貸越口座としてご利用いただけます。

当座貯金口座を開設しておらず、新規で当座貸越をご利用いただくお客様は、当座貯金口座以外（普通貯金口座等）を貸越口座としてご利用ください。

1 1. 「手形貸付は利用できなくなるのか」

→ 手形貸付は引き続き利用いただけます。

1 2. 「手形割引はできなくなるのか」

→ 手形割引は引き続き利用いただけます。ただし、2027年4月以降を期日とする手形等の割引はできませんのでご注意ください。

1 3. 「商業手形担保貸付は利用できなくなるのか」

→ 商業手形担保貸付は引き続き利用いただけます。ただし、2027年4月以降を期日とする手形等は担保受入できませんのでご注意ください。